

当協会のあゆみ

昭和12年 8月	社団法人東京信用保証協会設立登記	昭和30年12月	八王子支所開設
同 12年 9月	業務開始	同 45年 1月	池袋支所開設
同 24年10月	財団法人東京信用保証協会設立登記	同 46年 4月	五反田支所開設
社団法人東京信用保証協会的一切を継承		同 47年 4月	立川支所開設
同 28年 8月	信用保証協会法公布施行	同 47年10月	錦糸町支所開設・本所分室設置
同 29年 7月	信用保証協会法に基づく認可法人に組織変更	同 50年 4月	新宿支所開設
同 33年 7月	中小企業信用保険公庫設立	同 55年 6月	千住支所開設
同 38年12月	保証債務の最高限度額引上げ	平成元年 5月	上野支所開設
基本財産の37.5倍から50倍		同 3年 4月	渋谷支所開設
同 61年11月	当座貸越根保証(略称(当貸L))の取扱い開始	同 5年 9月	葛飾支所開設
同 62年 2月	長期経営資金保証(略称(長経))の取扱い開始	同 7年 6月	用賀センター開設
同 62年 7月	事業者カードローン当座貸越根保証(略称(当貸S))の取扱い開始	同 8年 2月	大田支所開設
同 63年11月	1中小企業(業務方法書第1の1項の規定)に対する保証限度額を2億円に引上げ実施(現行の限度額)	同 10年 5月	本所建替のため移転・有楽町分室設置
平成 2年 4月	保証債務の最高限度額引上げ(現行の限度額)	同 12年 5月	新本所ビル完成により現在地に移転・本所分室・有楽町分室を統合
基本財産の50倍から60倍		同 16年 8月	「本所」「支所」を「本店」「支店」へ呼称変更
同 3年10月	基本理念、およびシンボルマークを改定、コミュニケーションネーム「東京ギャランティ」(TOKYO GUARANTEE)を制定	同 18年 5月	創業アシストプラザ開設
同 7年11月	保証限度額の一部引上げと信用保証料の一部引下げを実施	同 19年 4月	創業アシストプラザ多摩分室開設
無担保保険に係る保証2,000万円から3,500万円		同 22年 7月	八重洲分室設置
特別小口保険に係る保証500万円から750万円		同 24年 4月	経営支援部設置
新事業開拓保証1億5,000万円から2億円(組合等は3億円から4億円)			
無担保保険または特別小口保険に係る保証の保証料率を5%引下げ			
同 9年 6月	季節資金特別保証制度(略称(季節))創設		
同 10年 4月	短期資金特別保証制度(略称(活力))創設		
同 10年 6月	保証対象中小企業者の範囲を拡大		
資本金1億円(卸売業7,000万円、小売・サービス業5,000万円)以下			
従業員300人(卸売業100人、小売・サービス業50人)以下			
同 10年10月	保証限度額の一部引上げ		
無担保保険に係る保証3,500万円から5,000万円			
特別小口保険に係る保証750万円から1,000万円			
	中小企業金融安定化特別保証制度(略称(安定化))創設		
同 11年 2月	中堅企業特別保証制度(略称(中堅))創設		
同 11年 9月	中小企業金融安定化特別保証制度 創業関連(略称(安定化S))、経営資源活用関連(略称(安定化V))の創設		
同 11年12月	保証対象中小企業者の範囲を拡大(現行の規模要件)		
資本金3億円(卸売業1億円、小売・サービス業5,000万円)			
従業員300人(卸売・サービス業100人、小売業50人)			
同 12年 3月	第1回東京都CLO対応資金融資保証制度(略称(CLO))実施		
同 12年 4月	特定社債保証制度(略称(私募債))創設		
同 12年12月	保証限度額の一部引上げ		
無担保保険に係る保証5,000万円から8,000万円			
同 13年 1月	保証協会債権回収(株)設立		

同	13年 3月	中小企業金融安定化特別保証制度終了
同	13年 4月	保証協会債権回収(株)事業開始
同	13年12月	売掛債権担保融資保証制度(略称 売債)創設 保証限度額の一部引上げ
特別小口保険に係る保証1,000万円から1,250万円 新事業創出関連保証の無担保保険に係る保証1,000万円から1,500万円		
同	14年 4月	保証協会債権回収株式会社(東京営業所多摩分室)開設
同	14年12月	事業再生保証制度(略称 再生)創設
同	15年 2月	資金繰り円滑化借換保証制度(略称 資金繰)創設
同	15年 4月	信用保証料率改定
保証協会債権回収株式会社(東京営業所五反田分室・錦糸町分室・上野分室)開設		
同	16年 1月	東京再生サポート保証制度(略称 再生サポート)創設
同	16年10月	無担保当座貸越根保証制度(略称 当貸ホップ)創設
同	18年 1月	特定社債保証制度(略称 私募債)拡充
同	18年 4月	信用保証料率体系の改正 保証利用資格要件の緩和(所在地・業歴要件) 保証条件の緩和(連帯保証人) 当座貸越根保証制度改正
同	19年 5月	共同システムの稼働
同	19年 8月	流動資産担保融資保証(略称 ABL)、事業再生保証 特定信用状関連保証、事業再生円滑化関連保証、再挑戦支援保証の創設
同	19年10月	責任共有制度の実施 小口零細企業保証制度の創設
同	20年10月	原材料価格高騰対応等緊急保証制度の創設
同	20年11月	予約保証制度の創設
同	21年 6月	中小企業承継事業再生関連保証の創設
同	21年 8月	商店街活性化事業関連保証、商店街活性化支援関連保証の創設
同	21年12月	条件変更対応保証制度の創設
同	22年 2月	景気対応緊急保証制度の創設
同	23年 3月	東日本大震災により被災した中小企業者に対する「災害関係保証」の取扱い開始 景気対応緊急保証制度終了
同	23年 5月	東日本大震災復興緊急保証制度の創設
同	24年 9月	東京企業力強化連携会議の構築
同	24年10月	経営力強化保証制度の創設
同	26年 1月	事業再生計画実施関連保証制度(略称 改善サポート)の創設
同	26年 2月	「経営者保証に関するガイドライン」の適用開始、経営者保証ガイドライン対応保証制度の創設
同	26年10月	プロパー貸付同時実行型特別保証制度(略称 タイアップ)の創設 創業保証における信用保証料の一部割引実施(略称 アーリー1000 、 アーリー1500) 平成27年3月末日まで取扱)
同	27年 4月	「企業サポート推進プロジェクト」発足
同	27年 4月	創業関連保証、創業等関連保証の信用保証料率引き下げ 短期資金特別保証制度(略称 活力)の改正(新略称 活力プラス)
同	27年 8月	地域産業資源活用支援関連保証の創設
同	27年10月	特定非営利活動法人(NPO法人)に対する保証取扱開始 サポートワン特別保証制度(略称 サポートワン)の創設(平成28年3月末日まで取扱)
同	28年 3月	借換保証制度の改正(条件変更改善型借換保証(略称 条変改善借換))の創設